令和８年３月 31 日
＜問い合わせ先＞
住宅局建築指導課
住宅局参事官（建築企画担当）付
代表 03-5253-8111

遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部を改正する告示案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和８年２月 16 日（月）から令和８年３月 18 日（水）までの期間において、遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部を改正する告示案に関する意見募集を行いました。

上記意見募集に寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部を改正する告示案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※２名の個人から合計８件のご意見等をいただきました。

※お寄せいただきましたご意見は内容を適宜要約しています。

No.	意見要約（公表用）	回答案
1	本告示に基づく検査の対象となる避雷設備の範囲をどのように考えるか。JIS-A4201-1992 に基づく避雷設備及び国土交通大臣認定を受けた避雷設備以外も含め全て検査対象となるか。	本告示に基づく検査の対象は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 33 条に基づき設置された避雷設備であり、その準拠する JIS 規定の種別又は国土交通大臣の認定の有無にかかわらず、全て検査対象となります。
2	改正前の雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1425 号）に基づき設置された避雷設備は、施行後の定期検査においてどのように取り扱われるのか。	「既存不適格」と取り扱うことになります。なお、接地抵抗値が 10 オーム又は設計図書等により確認した新設時の値の 2 倍を超える場合には、落雷時の安全性の観点から、所有者等に必要な対応を促すことが適当であることを技術的助言においてお示しする予定です。
3	JIS Z 9290-3-2019 において試験用接続部の設置規定がないなど、接地抵抗値の測定ができない場合が考えられる。	JIS Z 9290-3-2019 では、接地極システムの接地抵抗値が点検項目として位置付けられていることから、同 JIS に基づいて設置された避雷設備についても、設備の仕様に応じた適切な方法により接地抵抗値を確認可能であると考えています。
4	特定建築物の定期調査における避雷設備の調査項目との整合の観点から、本告示の検査項目も同様とすべきではないか。なお、接地抵抗値は、特定建築物の定期調査項目には含まれていない。	遊戯施設は建築物と異なり、ジェットコースター等のように屋根のない形状のものもあることから、落雷時の乗客の安全性確保の観点より、避雷設備の性能を適切に確認する必要があります。このため、本告示においては、接地抵抗値を検査項目として位置付けています。

5	基準抵抗値はどのように設定すればよいか。	基準抵抗値の設定に当たっては、完了検査時に実測した値を用いることが考えられます。なお、これが不明な場合は、確認申請時の添付図書に記載された設計抵抗値を、当該設計抵抗値も不明な場合は最初の定期検査時の測定値を、さらにこれも不明な場合は直近の定期検査時の測定値を用いることもやむを得ないと考えます。
6	本告示改正前に JIS A 4201-1992 又は JIS A 4201-2003 に基づいて設置された構造体利用接地極（B 形接地極）の場合、接地抵抗値はどのように測定すればよいか。	当該構造体利用接地極（B 形接地極）については、従前用いていた測定方法と同様の基準によることで差し支えありません。
7	JIS Z 9290-3-2019 の接地極システム「5.4.1 一般事項」において、接地抵抗値が 10 オーム未満であることは推奨事項にとどまっている。定期検査で 10 オーム超を一律に要是正とする運用とすると、必ずしも直ちに安全上支障があるとはいえない事案まで是正対象となり、混乱を招くおそれがあるため、そのような一律運用は避けるべきではないか。	本告示は、接地抵抗値が 10 オームを超えたことのみをもって、ただちに要是正と判定することを予定するものではありません。「5.4.1 一般事項」に加え、「5.4.2 接地形態」に勘案し、10 オームを基準抵抗値として検査を行う必要がある場合については、別途技術的助言でお示しいたします。
8	検査結果表において、「設計図書等により確認した新設時の値」の 2 倍を基準抵抗値とする根拠は何か。	例えば、2 条の引下げ導線のうち 1 条が破損等により機能しなくなった場合には、総合接地抵抗値が概ね 2 倍となり得ることから、避雷設備の性能低下を把握する一つの目安として、「新設時の値の 2 倍」を基準抵抗値として設定しています。